平成　20　年度　**事務事業評価シート**

No.	610-030	事務事業名	消費者啓発事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系			
政策名	01	快適で魅力あるまちづくり	課長名	細山田　孝文
施策名	05	交通安全・防犯の推進	所属G（係）	商工労政グループ
基本事業名	03	消費生活の安全性向上	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	07	01	01	100010	消費生活改善相談事業	消費者基本法

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

市民の消費者トラブルを防止し、安心した消費生活をおくることが出来るようにするため、広報きりしまにて様々な消費者トラブルの事例などを掲載したり、市民を対象にした消費者教育講座（出前講座）を実施する事業。

※消費生活とは、消費者が事業者に金銭を支払って商品を受け取る行為等のことをいう。

事業期間
- ☐ 単年度のみ
- ☑ 単年度繰返（S 58 年度～）
- ☐ 期間限定複数年度（　年度～　年度）

1 現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）
事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
前年度と同様

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	広報きりしま掲載回数	回
イ	講座回数	回
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
市民

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	人口	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
消費者トラブルの事例や対処法を知ることにより、トラブルを未然に防止することができる。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	講座の参加者数	人
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
安心した消費生活をおくることが出来る。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	消費生活相談件数	件
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）		
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円						
	都道府県支出金	千円						
	地方債	千円						
	その他	千円						
	一般財源	千円				37		
	事業費計 (A)	千円	0	0	0	37		
活動指標	ア	回	11	8	10	8		
	イ	回	2	3	8	3		
	ウ							
対象指標	ア	人	127,615	127,773	127,811	128,383		
	イ							
	ウ							
成果指標	ア	人	200	700	272	300		
	イ							
	ウ							
上位成果指標	ア	件	1,163	1,072	948	1,190		
	イ							
	ウ							

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
昭和58年より旧国分市にて消費生活相談員（嘱託）を採用し、広報等で被害に遭わないよう被害防止の啓発を行ってきた。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
本年度から消費生活相談員を1名採用し、担当職員とともに、より専門的な啓発事業が行えるようになった。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
講座後のアンケートからは、これまでに健康食品の購入等の消費生活被害にあったことがあるという回答も寄せられた。また、この講座は日常生活に役に立つという回答が多数寄せられている。

事務事業名	消費者啓発事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部(SEE) ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価

①政策体系との整合性

この事務事業の目的は市(町)の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？

見直し余地がある 〔理由〕　　結びついている 〔理由〕

消費者啓発事業を実施することにより、消費者がトラブルを防止するために必要な知識を得ることがきで、そのことにより安心した消費生活をおくることができるので結びついている。

② 公共関与の妥当性

なぜこの事業を市(町)が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？

見直し余地がある 〔理由〕　　妥当である 〔理由〕

消費者基本法第17条第2項に「地方公共団体は、消費者の自立を促進するために啓発活動及び教育の推進に努めなければならない」と定められているので妥当である。

③ 対象・意図の妥当性

対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？

見直し余地がある 〔理由〕　　適切である 〔理由〕

対象は、霧島市で消費生活を送っている市民であるので適切である。意図は消費者トラブルの事例や対処法を知ることにより、りトラブルを未然に防ぐことは、安心した消費生活につながるため妥当である。

有効性評価

④ 成果の向上余地

成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

向上余地がある 〔理由〕　　向上余地がない 〔理由〕

現在消費生活相談の担当が相談員が一人しかおらず、県内の人口が同規模の市(鹿屋市・薩摩川内市)と比較すると明らかに少ない。嘱託職員を複数配置し、相談業務だけでなく学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育に力を注ぐ必要がある。

⑤ 廃止・休止の成果への影響

事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

影響無 〔理由〕　　影響有 〔その内容〕

廃止・休止は、市民の消費者問題の被害を増大させることに繋がりかねない。

⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性

目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

他 他に手段がある(具体的な手段，事務事業)

統廃合できる　　連携できる　　統廃合できない　　連携できない

消費者に特化した啓発事業は他にない。

他に手段がない 〔理由〕

効率性評価

⑦ 事業費の削減余地

成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)

削減余地がある 〔理由〕　　削減余地がない 〔理由〕

事業費なし。

⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)

削減余地がある 〔理由〕　　削減余地がない 〔理由〕

本年度、嘱託職員を雇用したことにより、人件費を抑えつつ効率的に啓発事業を行っている。

公平性評価

⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地

事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

見直し余地がある 〔理由〕　　公平・公正である 〔理由〕

消費者基本法に定めがあるように、地方公共団体は、消費者の自立を促進するために啓発活動及び教育の推進に努めなければならず、受益者負担はなじまない。

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)　　〔担当課長記入欄〕

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	適切	見直し余地あり
② 有効性	適切	見直し余地あり
③ 効率性	適切	見直し余地あり
④ 公平性	適切	見直し余地あり

(2) 全体総括(振り返り、反省点)

効率的な業務を目指すためには嘱託職員1名の登用を行った。担当職員はいるものの、数年で異動になる可能性があり、実質相談員が一人で相談事業と同時に本活動を行っているため、啓発に力を傾けることができていない。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

- 廃止　休止 □
- 目的再設定 □
- 事業統廃合・連携 □
- 事業のやり方改善(有効性改善)
- 事業のやり方改善(効率性改善)
- 事業のやり方改善(公平性改善)
- 現状維持 □ (従来通りで特に改革改善をしない)

<改革改善案>

国が平成21年度からの3年間を消費生活センター強化期間と定めており、「地方消費者行政活性化交付金事業」を実施する。この事業を活用し、今後3年間に相談員を増員して啓発講座を積極的に行える体制を作るなど、集中的に本市の消費生活センターの機能強化を図る必要がある。

(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			○
維持			／
低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

消費生活相談員へ年に数回国民生活センター等の研修に行かせるなどし、最新の消費生活の問題や対処法を習得させ直接市民と相談にあたる相談員の資質向上に努める必要がある。研修費用等の財政的措置が必要。
また、消費生活相談員は基本的に常時相談に備えなければならず、講座開催等を行うには相談員は2人体制が望ましいが、財政的措置が必要(地方消費者行政活性化交付金の積極的活用)。
市報の消費者啓発コラムの連載化、出前講座の実施等。

平成　20　年度　　**事務事業評価シート**

No.	610-040	事務事業名	消費生活相談事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系				
政策名	01	快適で魅力あるまちづくり	課長名	細山田　孝文
施策名	05	交通安全・防犯の推進	所属G(係)	商工労政グループ
基本事業名	03	消費生活の安全性向上	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	07	01	01	100010	消費生活改善相談事業	消費者基本法

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

消費者が安全で安心して消費生活が送れるようにするため、電話相談や直接窓口に訪れた市民に対して、専門的知見に基づき適切で迅速な苦情の処理や斡旋を行う。
消費生活相談員2名（内1名は臨時職員）が市役所商工観光政策課の窓口にて平日　8:15～17:00まで毎日行っている。

※消費生活とは、消費者が事業者に金銭を支払って商品を受け取る行為等のことをいう。

事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☑ 単年度繰返（H 元 年度～）
- ☐ 期間限定複数年度（　年度～　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）

事務事業の概要と同様。

21年度計画（21年度に計画している主な活動）

前年度と同様
また、各総合支所等にて試験的に巡回相談会を実施する。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	消費生活相談開設日数	日
イ	消費生活相談件数（延べ）	件
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

消費生活に関連して不安を感じている人（悪徳商法等で被害を受けた者含む）

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	消費生活に関連して不安を感じている人の数⇒（代替）相談者数	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

相談を受けることにより、トラブル解決の方向性や方策がわかり、トラブルが解決できる

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	適切な対応ができた相談件数の割合	％
イ	解決した件数	件
ウ	被害取り戻し金額	円

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）

安心した消費生活をおくることが出来る。

⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	消費者相談件数	件
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	18	112	1,868	5,018			
事業費計 (A)		千円	18	112	1,868	5,018			
活動指標	ア	日	245	245	243	243			
	イ	件	322	366	372	390			
	ウ								
対象指標	ア	人	322	366	372	390			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	％	100	100	100	100			
	イ	件	53	51	53	60			
	ウ	円	19,907,155	17,064,540	13,115,455	16,000,000			
上位成果指標	ア	件	1,163	1,072	948	1,190			
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

住民が消費者被害にあう件数が増え、県の消費者相談（S52年頃開始）だけでは対応できないことから、平成元年に旧国分市（旧6町なし）にて相談窓口を設置した。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

平成21年度に消費者庁が発足することがほぼ確実となり、全国的に消費生活センター機能の強化が課題となっている。また、相談内容自体も年を経るごとに複雑になってきている。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

多重債務問題を始め、詐欺事件や偽装事件も後を絶たないことから被害に遭う人が多い。政府も相談窓口を一本化した消費者庁を設置する方針を固めるなど消費者に対する関心は高いため、県内の同規模市と比較しても相談員を最低3人ぐらいは置いて欲しいと県から要請されている。

事務事業名	消費生活相談事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

区分	評価項目	評価
目的妥当性評価	**①政策体系との整合性** この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 結びついている［理由］ 悪徳商法等で被害を受けた者の救済のため、専門的知見に基づき適切で迅速な苦情の処理や斡旋を行うことで、安心した消費生活をおくることが出来るので結びついている。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 妥当である［理由］ 国は平成16年に消費者基本法を定め、消費者の利益の擁護・増進を図るため、国・地方公共団体及び事業者の責務を消費者基本計画に定めている。消費者基本法第19条に地方公共団体が商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情処理及び紛争解決の促進に努めなければならないと記載されているので妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 適切である［理由］ 対象は、相談を受けるのは、消費生活に関連して不安を感じている人であるため妥当。 意図は、相談を受けることは、消費者トラブルの解決ができ、安心した消費生活をおくることができるため妥当である。
有効性評価	**④ 成果の向上余地** 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある［理由］　☐ 向上余地がない［理由］ 平成21年度の消費者庁設立に伴い、国が実施する「地方消費者行政活性化交付金」を利用して消費生活センター機能の強化を図ることにより成果の向上余地がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無［理由］　☑ 影響有［その内容］ 消費者基本法に定められた地方公共団体の責務であり、廃止はできない。 廃止や休止は市民の消費者問題の被害を増大させることになる.
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業） 社会福祉協議会が行っている心配事相談 ☐ 統廃合できる　☐ 連携できる　☐ 統廃合できない　☑ 連携できない 専門的知識・資格及び守秘義務が必要である業務のため、連携できない。 ☐ 他に手段がない［理由］
効率性評価	**⑦ 事業費の削減余地** 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある［理由］　☑ 削減余地がない［理由］ 事業費は相談員1名の人件費と業務に必要な書籍の購入等が主であり、必要最小限の事業費で業務を行っているため、これ以上削減できない。
	⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある［理由］　☑ 削減余地がない［理由］ 本年度より嘱託職員を1名雇用して対応し、人件費の削減を行い、事業の効率化を図っている。
公平性評価	**⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地** 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 公平・公正である［理由］ 市民が誰でも問合せ可能な相談業務であり、受益者負担はなじまない。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN）　［担当課長記入欄］

(1) 1次評価者としての評価結果

	適切	見直し余地あり
① 目的妥当性	☑	☐
② 有効性	☐	☑
③ 効率性	☑	☐
④ 公平性	☑	☐

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

効率的な相談業務を目指すために嘱託職員の登用を行った。平成21年度の消費者庁設立に伴い、消費生活センター機能強化を図る必要がある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐ 廃止　☐ 休止　☑ 事業のやり方改善（有効性改善）　☐ 現状維持
☐ 目的再設定　☐ 事業のやり方改善（効率性改善）　（従来通りで特に改革改善をしない）
☐ 事業統廃合・連携　☐ 事業のやり方改善（公平性改善）

＜改革改善案＞

国が平成21年度からの3年間を消費生活センター強化期間と定めており、「地方消費者行政活性化交付金事業」を実施する。この事業を活用し、今後3年間に相談員を増員するなどして相談体制を整備し、集中的に本市の消費生活センターの機能強化を図る必要がある。

(4) 改革・改善による期待成果

（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			○
維持			／
低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

消費生活相談員へ年に数回国民生活センター等の研修に行かせるなどし、最新の消費生活の問題や対処法を習得させ直接市民と相談にあたる相談員の資質向上に努める必要がある。研修費用等の財政的措置が必要（地方消費者行政活性化交付金の積極的活用）。

平成　20　年度　　**事務事業評価シート**

No.	610-060	事務事業名	海外貿易の振興支援事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課
政策体系	政策名	03	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田　孝文
	施策名	02	商工業の振興	所属G（係）	商工労政グループ
	基本事業名	01	商工業者に対する経営支援	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	07	01	02	101090	商工業振興費	特になし

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

本市の立地を生かしつつ経済活性化を図り、市内商工業者の経営を安定させるためには、現在経済発展が著しいアジアを中心とした諸国との経済交流を促進し、霧島市の商工業者による貿易を促進していく必要がある。
しかし本市独自での貿易振興には限界があるため、貿易に関するノウハウがある「県貿易協会」及び「ジェトロ鹿児島」と一体となって取り組むことで鹿児島県及び貿易港・空港を有する自治体が連携協力して貿易振興を図ることができるため、これらの貿易団体事業に参画し、負担金を支払うものである。
平成20年度負担金：県貿易協会30万円、ジェトロ鹿児島40万円　計70万円

事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☐ 単年度繰返　（H　20　年度～）
- ☐ 期間限定複数年度　（　　年度～　　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）
事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
前年度と同様

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	県貿易協会を通じて輸出された霧島市の製品	品
イ		
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
霧島市の商工業者
＜負担金交付先＞鹿児島県貿易協会及びジェトロ鹿児島
＜補助対象活動＞海外貿易相談、講演会・セミナー、マーケティング調査等

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	霧島市の商工業者	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
海外貿易について理解する環境が整う。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	研修等に参加した霧島市の事業者数	事業所
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
商工業者の経営が安定する

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	利益が出ている事業所数（法人市民税の課税者数）	事業所
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円			700	700			
	事業費計　(A)	千円	0	0	700	700			
活動指標	ア	品			2	2			
	イ								
	ウ								
対象指標	ア	人	49,019	隔年調査のため未把握	未確定	隔年調査のため未把握			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	事業所			3	3			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	事業所	2,856	3,009	3,025	3,000			
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
市内の商工業者の経営を安定させるためには、南の玄関口である国際空港を有する立地を生かして、経済発展著しい東南アジア諸国との貿易への理解を深め、安心して貿易に踏み切れる環境を整える必要があったため、平成20年度から県貿易協会・ジェトロ鹿児島に負担金を支出している。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
特に変化なし

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし

事務事業名	海外貿易の振興支援事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部(SEE) ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

区分	評価項目	評価
目的妥当性評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市(町)の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?	☐見直し余地がある [理由]　☑結びついている [理由] 鹿児島県貿易協会・ジェトロ鹿児島に負担金を支出し、同協会の主催する研修会やセミナーに参加すれば、海外貿易について理解する環境が整い、海外へ製品の輸出しやすくなるため、商工業者の経営が安定することに結びつく。
目的妥当性評価	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?	☐見直し余地がある [理由]　☑妥当である [理由] 市は、商工会議所・商工会・商店街と連携して、商工業者の経営支援を行う必要があるため、妥当である。
目的妥当性評価	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか?意図を限定・拡充すべきか?	☐見直し余地がある [理由]　☑適切である [理由] 対象は、同協会が主催する研修会・セミナーに参加する市内の商工業者で妥当である。意図は、海外貿易について理解する環境が整えば、製品を輸出する機会が増え、商工業者の経営が安定することに結びつき、妥当である。
有効性評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?	☑向上余地がある [理由]　☐向上余地がない [理由] 海外への輸出を目標とした事業であるが、他団体に比べ負担金額が高額である割には、成果が見られない。また、市内商工業者は中小企業の方が多く存在し、中小企業の経営支援ができるような団体に加入した方が適当と思われる。
有効性評価	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?	☑影響無 [理由]　☐影響有 [その内容] 海外への製品を輸出する機会が減るが、市内の企業は他県に本社がある会社が多く、本社の所在する県で研修会等に参加できるため、本市が加入する必要はないと思われる。
有効性評価	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか?類似事業との統廃合ができるか?類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか?	☐他に手段がある(具体的な手段, 事務事業) ☐統廃合できる　☐連携できる　☐統廃合できない　☐連携できない 他に海外貿易に関する事業は存在しない。 ☑他に手段がない [理由]
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☑削減余地がある [理由]　☐削減余地がない [理由] 市は、負担金の支払のみであるが、負担金額は鹿児島県貿易協会・ジェトロ鹿児島が決めてくる。負担金が高額な割りに同協会の成果が見られないので、負担金の減額を交渉する等すれば、削減の余地がある。
効率性評価	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか?(アウトソーシングなど)	☐削減余地がある [理由]　☐削減余地がない [理由] 負担金の支払事務は最低限なものであり、削減の余地はない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?	☐見直し余地がある [理由]　☑公平・公正である [理由] 同協会あ主催する研修会・セミナーには市内の商工業者が全て参加できるので、公平・公正であると考える。

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)　[担当課長記入欄]

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括(振り返り、反省点)

負担金額が高額な割りに本市への成果が見られない。負担金額の減額等と2団体へ申し入れるか脱退を検討した方がよいと思われる。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

☑ 廃止　☐ 休止
☐ 目的再設定
☐ 事業統廃合・連携
☑ 事業のやり方改善(有効性改善)
☑ 事業のやり方改善(効率性改善)
☐ 事業のやり方改善(公平性改善)
☐ 現状維持
(従来通りで特に改革改善をしない)

<改革改善案>
負担金の減額の交渉
脱退

(4) 改革・改善による期待成果

(廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
成果	維持	○		／
成果	低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

鹿児島県貿易協会・ジェトロ鹿児島へ負担金の減額について協議を行う。
鹿児島県貿易協会・ジェトロ鹿児島の本市への貢献度を調査し、影響が少なければ、脱退も検討する。

平成 20 年度 **事務事業評価シート**

No.	610-080	事務事業名	霧島商工会議所活動支援事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課
政策体系	政策名	03	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田 孝文
	施策名	02	商工業の振興	所属G(係)	商工労政グループ
	基本事業名	01	商工業者に対する経営支援	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	07	01	02	101090	その他商工振興費	霧島市補助金交付規則 霧島市補助金等の種類及び補助率に関する要綱

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

商工業者を対象に、経営相談や講習会等を開催し、経営支援を行っている霧島市商工会議所に対し、事業費等の補助を行い、活動を支援する。
補助金交付の流れ（申請→交付決定→事業実施→実績報告→補助金支出）
平成20年度の実績、霧島商工会議所への補助金額8,285千円）

事業期間

☐ 単年度のみ
☑ 単年度繰返 （S 35 年度～）
☐ 期間限定複数年度 （ 年度～ 年度）

1 現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）

事務事業の概要と同様。

21年度計画（21年度に計画している主な活動）

前年度と同様。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	霧島商工会議所への補助額	千円
イ	経営相談件数	件
ウ	講習会実施回数	回

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

霧島商工会議所会員
＜補助金交付先＞霧島商工会議所
＜補助対象活動＞市商工会の運営及び活動に要する経費。

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	霧島商工会議所の会員数	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

経営相談や講習会開催等の様々な支援事業に参加でき、経営知識が深まる。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	講習会参加者数/会員数	%
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）

商工業の経営が安定する。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	利益が出ている事業所数（法人市民税の課税者数）	事業所
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分		単位	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	11,925	8,435	8,285	7,456			
事業費計 (A)		千円	11,925	8,435	8,285	7,456			
活動指標	ア	千円	11,925	8,435	8,285	8,285			
	イ	件	1,771	1,972	1,820	1,820			
	ウ	回	13	15	13	13			
対象指標	ア	人	1,232	1,232	1,376	1,376			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	%	21	30	20	20			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	事業所	2,856	3,009	3,025	3,000			
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和35年5月20日に商工会法が施行され、同年8月1日で霧島商工会議所の前身である国分市商工会が設立され、設立と同時に補助を行ってきている。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

商工会は平成19年4月1日に溝辺町商工会、横川町商工会、牧園町商工会、霧島町商工会、隼人町商工会、福山町商工会の6商工会が合併し、霧島市商工会として発足することとなり、市内に商工会議所と商工会の2団体が存在することになった。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし

事務事業名	霧島商工会議所活動支援事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価

①政策体系との整合性

この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？

☐ 見直し余地がある 〔理由〕　☑ 結びついている 〔理由〕

商工会議所会員を対象に、経営相談や講習会開催等の様々な支援を実施することは、商工業の経営の安定につながるため妥当。

② 公共関与の妥当性

なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？

☐ 見直し余地がある 〔理由〕　☑ 妥当である 〔理由〕

商工業者の支援は市の重点施策であるが、市が直接支援を行うための十分なノウハウを有しておらず、効率も悪い。そのため市と同様の目的・公益性を持ち、商工業者へ総合的支援を行っている商工会議所への支援を行うことは妥当である。

③ 対象・意図の妥当性

対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？

☐ 見直し余地がある 〔理由〕　☑ 適切である 〔理由〕

対象は商工会議所会員であり、国分地区を中心とした主要商工業者が加入しているため妥当。意図については、経営相談や講習会開催等を行うことによって商工業の経営安定につながるので妥当。

有効性評価

④ 成果の向上余地

成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある 〔理由〕　☐ 向上余地がない 〔理由〕

補助金で行う事業の展開については商工会議所の独自性に任せているが、事業展開を検証していく必要がある。

⑤ 廃止・休止の成果への影響

事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

☐ 影響無 〔理由〕　☑ 影響有 〔その内容〕

商工会議所の円滑な運営が阻害される。廃止・休止によって必要な事業が廃止・縮小されるなど、商工業者である会員へのサービス低下につながる。

⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性

目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☑ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業）

霧島商工会活動支援事業

☐ 統廃合できる　☐ 連携できる　☑ 統廃合できない　☐ 連携できない

同様の目的の補助事業ではあるが、交付先の商工会と商工会議所は、根拠法や対象者が違うため統廃合できない。

☐ 他に手段がない 〔理由〕

効率性評価

⑦ 事業費の削減余地

成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）

☑ 削減余地がある 〔理由〕　☐ 削減余地がない 〔理由〕

商工会議所の事業実施に関し、その効果・効率性を吟味し、また可能な限りの自助努力を促し、経費削減に努めることが必要である。また、市としては補助金交付にあたり積算を明確かつ厳格に行うことも必要である。

⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

☐ 削減余地がある 〔理由〕　☑ 削減余地がない 〔理由〕

補助金の交付決定・支給等に関する事務を行っている。判断に必要な資料は、全て商工会議所に報告を求めており、事務改善による業務時間削減の余地は少ない。

公平性評価

⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地

事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

☐ 見直し余地がある 〔理由〕　☑ 公平・公正である 〔理由〕

商工会議所においては会員から会費を徴収し、事業の運営に充てているが、サービスの提供は会員に限定したものばかりではない。商工業者は誰でも受益者になりうるため公平公正である。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN）　【担当課長記入欄】

(1) 1次評価者としての評価結果

	適切	見直し余地あり
① 目的妥当性	☑	☐
② 有効性	☐	☑
③ 効率性	☐	☑
④ 公平性	☑	☐

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

総合的な商工業者支援の実現のためには、商工会議所への補助は必要である。ただしその事業内容・費用対効果については今後も検証・精査していく必要がある。商工会との連携は、根拠法や対象者が異なるため難しい。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐ 廃止　☐ 休止
☐ 目的再設定
☐ 事業統廃合・連携
☑ 事業のやり方改善（有効性改善）
☑ 事業のやり方改善（効率性改善）
☐ 事業のやり方改善（公平性改善）
☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

＜改革改善案＞

補助基準の明確化。

(4) 改革・改善による期待成果

（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト：削減	コスト：維持	コスト：増加
成果	向上			
成果	維持	○		／
成果	低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

市では補助金の見直し指針を示しているが、その実現には担当者個々人の取り組み・能力に頼っているところであり、他補助制度のとの基準設定に差異が生じることは否めない。これは、補助対象者にとっては不公平であり、また、厳格に行う担当者こそ批判の対象となってしまうものである。抜本的な見直しのためには、より明確な基準を示したうえでの、全庁的な取り組みが必要である。

平成 20 年度 **事務事業評価シート**

No.	610-090	事務事業名	市商工会活動支援事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課
政策体系	政策名	0 3	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田 孝文
	施策名	0 2	商工業の振興	所属G(係)	商工労政グループ
	基本事業名	0 1	商工業者に対する経営支援	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	0 7	0 1	0 2	101090	その他商工振興費	霧島市補助金交付規則 霧島市補助金等の種類及び補助率に関する要綱

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

商工業者を対象に、経営相談や講習会等を開催し、経営支援を行っている霧島市商工会に対し、事業費等の補助を行い、活動を支援する。
補助金交付の流れ(申請→交付決定→事業実施→実績報告→補助金支出)

事業期間

単年度のみ
単年度繰返
↳ (S 35 年度~)
期間限定複数年度
↳ (年度~ 年度)

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

20年度実績(20年度に行った主な活動)
事務事業の概要と同様。

21年度計画(21年度に計画している主な活動)
前年度と同様。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

	名称	単位
ア	霧島商工会への補助額	千円
イ	経営相談件数	件
ウ	講習会実施回数	回

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等
霧島商工会会員
＜補助金交付先＞霧島商工会
＜補助対象活動＞商工業者を対象に、経営相談や講習会を開催し、経営支援を行う。

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

	名称	単位
ア	霧島市商工会の会員数	人
イ		
ウ		

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)
経営相談や講習会開催等の様々な支援事業に参加でき、経営知識が深まる。

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

	名称	単位
ア	講習会参加者数/会員数	%
イ		
ウ		

④ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
商工業の経営が安定する。

⑧上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

	名称	単位
ア	利益が出ている事業所数(法人市民税の課税者数)	事業所
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

		単位	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	19,868	18,175	15,600	14,135			
	事業費計 (A)	千円	19,868	18,175	15,600	14,135			
活動指標	ア	千円	19,868	18,175	15,600	15,600			
	イ	件	39	40	30	30			
	ウ	回	8,903	8,900	8,359	8,359			
対象指標	ア	人	1,403	1,368	1,376	1,376			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	%	47	49	49	50			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	事業所	2,856	3,009	3,025	3,000			
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?
昭和35年5月20日に商工会法が施行され、同年9月に横川町、10月に隼人町・福山町、11月に牧園町・霧島町の商工会が設立され、S38年6月に溝辺町商工会が設立され、管内の全てに商工会が設立され、設立と同時に補助を行ってきている。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?
商工会は平成19年4月1日に溝辺町商工会、横川町商工会、牧園町商工会、霧島町商工会、隼人町商工会、福山町商工会の6商工会が合併し、霧島市商工会として発足することとなり、市内に商工会議所と商工会の2団体が存在することになった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
特になし

事務事業名	市商工会活動支援事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価

①政策体系との整合性

この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？

□ 見直し余地がある［理由］ ☑ 結びついている［理由］

商工会会員を対象に、経営相談や講習会開催等の様々な支援を実施することは、商工業の経営の安定につながるため妥当である。

② 公共関与の妥当性

なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？

□ 見直し余地がある［理由］ ☑ 妥当である［理由］

商工業者の支援は市の重点施策であるが、市が直接支援を行うための十分なノウハウを有しておらず、効率も悪い。そのため市と同様の目的・公益性を持ち、商工業者へ総合的支援を行っている商工会への支援を行うことは妥当である。

③ 対象・意図の妥当性

対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？

□ 見直し余地がある［理由］ ☑ 適切である［理由］

対象は商工会会員であり、霧島市の国分地区以外の商工業者が加入しているため妥当。意図については、経営相談や講習会開催等を行うことによって商工業の経営安定につながるので妥当。

有効性評価

④ 成果の向上余地

成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある［理由］ □ 向上余地がない［理由］

補助金で行う事業の展開については商工会の独自性に任せているが、事業展開を検証していく必要がある。

⑤ 廃止・休止の成果への影響

事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

□ 影響無［理由］ ☑ 影響有［その内容］

商工会の円滑な運営が阻害される。廃止・休止によって必要な事業が廃止・縮小されるなど、商工業者である会員へのサービス低下につながる。

⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性

目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☑ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業）

霧島商工会議所活動支援事業

□ 統廃合できる □ 連携できる ☑ 統廃合できない □ 連携できない

同様の目的の補助事業ではあるが、交付先である商工会と商工会議所は、根拠法や対象者が違うため統廃合できない。

□ 他に手段がない［理由］

効率性評価

⑦ 事業費の削減余地

成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）

☑ 削減余地がある［理由］ □ 削減余地がない［理由］

商工会の事業実施に関し、その効果・効率性を吟味し、また可能な限りの自助努力を促し、経費削減に努めることが必要である。また、市としては補助金交付にあたり積算を明確かつ厳格に行うことも必要である。

⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

□ 削減余地がある［理由］ ☑ 削減余地がない［理由］

補助金の交付決定・支給等に関する事務を行っている。判断に必要な資料は、全て商工会に報告を求めており、事務改善による業務時間削減の余地は少ない。

公平性評価

⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地

事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

□ 見直し余地がある［理由］ ☑ 公平・公正である［理由］

商工会においては会員から会費を徴収し、事業の運営に充てているが、サービスの提供は会員に限定したものばかりではない。商工業者は誰でも受益者になりうるため公平公正である。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN） 【担当課長記入欄】

(1) 1次評価者としての評価結果

	適切	見直し余地あり
① 目的妥当性	☑	□
② 有効性	□	☑
③ 効率性	□	☑
④ 公平性	☑	□

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

総合的な商工業者支援の実現のためには、商工会への補助は必要である。ただしその事業内容・費用対効果については今後も検証・精査していく必要がある。商工会議所との連携は、根拠法や対象者が異なるため難しい。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

□ 廃止 □ 休止 ☑ 事業のやり方改善（有効性改善） □ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

□ 目的再設定 ☑ 事業のやり方改善（効率性改善）

□ 事業統廃合・連携 □ 事業のやり方改善（公平性改善）

<改革改善案>

補助基準の明確化。

(4) 改革・改善による期待成果

（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持	○		／
低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

運営補助事業については、その積算が曖昧な部分が多い。市では補助金の見直し指針を示しているが、その実現には担当者個々人の取り組み・能力に頼っているところであり、他補助制度のと基準設定に差異が生じることは否めない。これは、補助対象者にとっては不公平であり、また、厳格に行う担当者こそ批判の対象となってしまうものである。抜本的な見直しのためには、より明確な基準を示したうえでの、全庁的な取り組みが必要である。

平成　20　年度　**事務事業評価シート**

No.	610-100	事務事業名	商工業資金利子補給事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系				課長名	細山田　孝文
政策名	0 3	活力のある産業のまちづくり		課長名	細山田　孝文
施策名	0 2	商工業の振興		所属G（係）	商工労政G
基本事業名	0 1	商工業者に対する経営支援		電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	0 7	0 1	0 2	101010	中小企業対策事業	霧島市商工業資金利子補給補助金交付規則

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的に、制度資金の借入者に対し、補助金を交付する。
【対象者】霧島市内に事業所を有し、商工会議所又は商工会に加入かつ市税を完納している商工業者。
【対象資金】商工会議所または商工会を通じて利用した鹿児島県制度資金などが対象。ただし借入期間が1年未満の資金などは対象外。
【補助額】単年度補助。毎年1月から12月の借入金額の1％（千円未満切捨）とし、補助額は20万円を上限に交付。ただし、平成20年12月10日から平成22年3月31日までに融資を受けた場合、借入金額の2％。補助額上限は40万円。

事業期間

☐ 単年度のみ
☑ 単年度繰返
（S　40　年度～）
☐ 期間限定複数年度
（　　年度～　　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）
事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
前年度と同様

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	補助件数	件
イ		
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
霧島市内に事業所を有し商工会議所又は商工会に加入しかつ市税を完納している商工業者
＜補助金交付先＞霧島商工会議所又は霧島市商工会
＜補助対象活動＞条件に合致した商工業者の借入に対する利子補給補助。

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	商工会議所・商工会会員数	名
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
利子負担が軽減する。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	補助件数／商工会議所・商工会会員数	％
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
商工業者の経営が安定する。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	利益が出ている事業所（法人市民税の課税者数）	事業所
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	19,636	23,328	24,797	59,132			
	事業費計　(A)	千円	19,636	23,328	24,797	59,132			
活動指標	ア	件	255	288	262	449			
	イ								
	ウ								
対象指標	ア	名	2,663	2,635	2,610	2,629			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	％	10	11	10	17			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	事業所	2,856	3,009	3,025	3,000			
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
合併前の牧園町において、昭和40年に牧園町商工業振興資金融資規則が制定されており、これと同様の利子補給補助事業が開始され、商工業者への補助が始まった。平成17年の1市6町の合併により、補助率の統一が行われ拡充することとなった。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
未曾有の不景気により、平成20年12月10日から平成22年3月31日までに融資を受けた場合、借入金額の2％。補助額上限は40万円と補助率と上限をあげた。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
借入をして補助を受けた商工業者からは、借入時の負担軽減が図られたとの声が寄せられている。また、議会では市独自の制度資金創設の意見があった。

事務事業名	商工業資金利子補給事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部(SEE) ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

	評価項目	評価
目的妥当性評価	**①政策体系との整合性** この事務事業の目的は市(町)の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 結びついている [理由] 商工業者にとって運営･設備資金の調達は事業経営に不可欠であり、その借入資金に利子補助を行い、負担を軽減することは商工業の経営安定につながる。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市(町)が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 妥当である [理由] 市は、商工会、商工会議所と連携し、商工業者への経営支援を行う必要がある。また、事業経営の安定化は消費者である市民の受益にも繋がるため、公共関与は妥当である。
	③ 対象･意図の妥当性 対象を限定･追加すべきか？意図を限定･拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 適切である [理由] 対象は、本市商工業の総合的育成のために会議所･商工会への加入者･また市税の完納者のみ補助対象とすることは補助金の交付目的に照らして妥当。意図は利子の負担の軽減は商工業者の経営の安定に繋がるため妥当。
有効性評価	**④ 成果の向上余地** 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある [理由] ☐ 向上余地がない [理由] 商工会議所･商工会に会員拡充を促し、対象事業所を増やしていけば成果は向上する。
	⑤ 廃止･休止の成果への影響 事務事業を廃止･休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 [理由] ☑ 影響有 [その内容] 当事業は補助事業であり、本来商工業者の自助努力により対応すべきものであるが、厳しい経営状況の中、商工業者にとって本事業の有無の差異は大きい。
	⑥ 類似事業との統廃合･連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある(具体的な手段, 事務事業) 旧市町で実施している各利子補給制度 ☑ 統廃合できる ☐ 連携できる ☐ 統廃合できない ☐ 連携できない 旧市町で実施していた中小企業対策制度資金利子補給補助金、勧業資金利子補給補助金、店舗改装利子補給補助金、中小企業設備資金利子補助金があったが、平成20年度で全て終了し、当事業へ統合している。 ☐ 他に手段がない [理由]
効率性評価	**⑦ 事業費の削減余地** 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある [理由] ☑ 削減余地がない [理由] 補助率(融資額の1%)は、事業効果のみならず、申請者の意識的効果としても最低率である。見直しには、景気回復による経営の安定と自助意識の向上が必要条件である。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある [理由] ☑ 削減余地がない [理由] 事務処理上、商工会議所･商工会が申請者の代理人となり、対象等が精査された状態での申請となるようにしている。また、交付基準の明確化や方法の見直し等を行い、事務の円滑･効率化を図っており、これ以上の人件費の削減余地は少ない。
公平性評価	**⑨ 受益機会･費用負担の適正化余地** 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平･公正になっているか？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 公平･公正である [理由] 商工会議所･商工会会員であり、会議所･商工会を通じて申請することが補助対象の要件の一つであるが、本市商工業の総合的育成の観点から公平･公正である。

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN) [担当課長記入欄]

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括(振り返り、反省点)

市内の商工業者に対し本事業の周知を図り、また、商工会議所･商工会に対し、会員の拡充を促す必要がある。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)･･･複数選択可

☐ 廃止 ☐ 休止
☐ 目的再設定
☐ 事業統廃合･連携
☐ 事業のやり方改善(有効性改善)
☐ 事業のやり方改善(効率性改善)
☐ 事業のやり方改善(公平性改善)
☑ 現状維持
(従来通りで特に改革改善をしない)

<改革改善案>

(4) 改革･改善による期待成果

(廃止･休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	／
	低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

特になし。

平成　20　年度　**事務事業評価シート**

No.	610-110	事務事業名	中小企業災害復旧資金利子補助事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系				
政策名	03	活力のある産業のまちづくり	課長名	細山田　孝文
施策名	02	商工業の振興	所属G（係）	商工労政G
基本事業名	01	商工業者に対する経営支援	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	07	01	02	101010	中小企業対策事業	霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金交付規則

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

中小企業者等が災害復旧のために借入れた資金について、金利負担を軽減するため、補助金を交付する。
【対象者】指定災害について復旧目的で借入れを行った中小企業者等。
【対象資金】㈱日本政策金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の資金、鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金及び県内市町村制度資金。
【補助額】1月から12月の金融機関に支払った利息の各融資区分ごとに算出した額。
【補助期間】償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して5年間。

事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☑ 単年度繰返（H 18 年度～）
- ☐ 期間限定複数年度（　年度～　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）
事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
前年度と同様

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	補助金を交付した中小企業企業者の件数	件
イ		
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
指定災害に遭い、復旧のため資金借入れを行った中小企業者
＜補助金交付先＞資金借り入れを行った中小企業者
＜補助対象活動＞中小企業者等が災害復旧のために借入れた資金について、金利負担を軽減するため、補助金を交付する。

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	指定災害に係る災害資金借入を行った中小企業者等数	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
中小企業の当該資金に係る金利負担の軽減が図られる。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	補助金を受けた中小企業者の倒産件数	件
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
商工業者の経営が安定する。

⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	利益が出ている事業所数（法人市民税の課税者数）	事業所
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円	72	148	124	98			
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円							
	事業費計（A）	千円	72	148	124	98			
活動指標	ア	件	1	1	1	1			
	イ								
	ウ								
対象指標	ア	人	1	1	1	1			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	件	0	0	0	0			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	事業所	2,856	3,009	3,025	3,000			
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
平成18年7月の県北部豪雨災害の被害が甚大だったことに鑑み、県において中小企業者等に対する生活再建支援対策のため鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱の改正が行われた。それを受け、本市も補助金交付規則を制定し本事業へ取り組むこととなった。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
なし。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし

事務事業名	中小企業災害復旧資金利子補助事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

	評価項目	評価
目的妥当性評価	**①政策体系との整合性** この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある　［理由］　☑ 結びついている　［理由］ 本補助事業は、災害復旧のために借入れた資金に係る利子補助事業であり、現状復旧をその到達点とした制度である。したがって、上位成果指標は事業成果を反映するものではないが、中小企業の経営安定には寄与するものである。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある　［理由］　☑ 妥当である　［理由］ 災害という特異な要因に対する救済事業であり、行政支援は必要である。なお、現補助は、県の事業分のみであり、市費支給分はない。（人件費・消耗品費等事務費は発生している。）
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある　［理由］　☑ 適切である　［理由］ 対象は指定災害にあい復旧のため資金借入れを行った中小企業者であり、被災事業者としているため妥当。意図も被災事業者の負担を軽減するものなので妥当である。
有効性評価	**④ 成果の向上余地** 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある　［理由］　☑ 向上余地がない　［理由］ 本事業は県の100％補助に基づく事業であり、今後も現状を維持する。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無　［理由］　☑ 影響有　［その内容］ 本事業は災害復旧の支援であり、補助も県分のみで市費支給分はない。県下一斉に取り組んでいる事業であり、本市のみが廃止・休止することは適切ではない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業） 商工業資金利子補給事業 ☐ 統廃合できる　☐ 連携できる　☑ 統廃合できない　☐ 連携できない 本事業は災害復旧の支援であり、補助も県分のみで市費支給分はない。県下一斉に取り組んでいる事業であり、統廃合できない。 ☐ 他に手段がない［理由］
効率性評価	**⑦ 事業費の削減余地** 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある　［理由］　☑ 削減余地がない　［理由］ 市費は、申請受理から交付までの事務経費であり、節減は望めない。
	⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある　［理由］　☑ 削減余地がない　［理由］ 対象件数が少ないことから、今以上の効率化は望めない。
公平性評価	**⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地** 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある　［理由］　☑ 公平・公正である　［理由］ 本制度は、被災事業者に対する救済措置であり、現状復旧を目的としたものである。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN）　　［担当課長記入欄］

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

当該事業は、県補助事業のため市財政への負担もなく、また他の利子補給補助率よりも補助率が優遇されており、市や被災事業者にとって有利な事業であり、現状を維持する。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐ 廃止　☐ 休止　☐ 事業のやり方改善（有効性改善）　☑ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
☐ 目的再設定　☐ 事業のやり方改善（効率性改善）
☐ 事業統廃合・連携　☐ 事業のやり方改善（公平性改善）

＜改革改善案＞

(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上			
	維持		○	／
	低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

平成　20　年度　　**事務事業評価シート**

No.	610-120	事務事業名	店舗改装利子補給事業及び勧業資金利子補給事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系					
政策名	0 3	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田　孝文
施策名	0 2	商工業の振興	所属G（係）	商工労政グループ
基本事業名	0 1	商工業者に対する経営支援	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	0 7	0 1	0 2	101010	中小企業対策事業	隼人町店舗改装利子補給金交付規則 隼人町商工勧業資金融資規則

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

旧隼人町からの継続事業であり、旧隼人町内の商工業者で合併までに店舗改装を既に行い借り入れた資金を返済中の方、及び既に勧業資金を借り入れ返済中の方に対して利子補給を行う。ただし4社とも繰上げ償還を行なったため平成20年度で終了。
平成20年度実績4件85,372円

事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☐ 単年度繰返（S　　年度～）
- ☑ 期間限定複数年度（S　38　年度～ H　24　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）

事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）

平成20年度にて終了しているため計画なし。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	店舗改装資金の借入件数	件
イ	勧業資金の借入件数	件
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

合併前の旧隼人町内の商工業者で店舗改装資金及び勧業資金を借りていた人で現在も返済中の人
＜補助金交付先＞霧島市商工会
＜補助対象活動＞借入資金の返済に伴う利子補給

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	借入れをしている事業者数	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

利子負担が軽減する。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	借入金の残額	円
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）

商工業者の経営が安定する。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	利益が出ている事業所（法人市民税の課税者数）	事業所
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

項目		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	237	171	86	0			
	事業費計　(A)	千円	237	171	86	0			
活動指標	ア	件	2	2	1				
	イ	件	3	3	3				
	ウ								
対象指標	ア	人	5	5	4				
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	円	20,750,965	17,635,397	0				
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	事業所	2,856	3,009	3,025				
	イ								
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和38年から旧隼人町で商工業者の経営の安定を図るために施行している。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

旧隼人町で制定され、現在は継続分のみ補助対象。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

事務事業名	店舗改装利子補給事業及び勧業資金利子補給事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

区分	評価項目	評価
目的妥当性評価	**①政策体系との整合性** この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 結びついている ［理由］ 商工業者にとって運営・設備資金の調達は事業経営に不可欠であり、その借入資金に利子補助を行い、負担を軽減することは商工業の経営安定につながる。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 妥当である ［理由］ 中小企業の経営は厳しい状況にあり、地域に根ざしている地元企業の育成・保持のための行政支援も必要とされている。また、事業経営の安定化は消費者である市民の受益にも繋がるため、公共関与は妥当。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 適切である ［理由］ 【対象】合併後は旧隼人町時代からの継続分のみとしており、現在は新規の受付は行っていない。合併後は霧島市商工業資金利子補給補助金に一本化しており、今は経過措置期間中である。 【意図】利子の負担軽減は商工業の安定に繋がるために妥当である。
有効性評価	**④ 成果の向上余地** 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ［理由］ ☑ 向上余地がない ［理由］ 対象者は経営を続けており、最長の返済者は平成24年度までである。現在は経過措置期間中である。 新規借入者は霧島市商工業資金利子補給補助金を利用するので、当事業の成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☑ 影響無 ［理由］ ☐ 影響有 ［その内容］ 本事業を廃止しても、事業者が資金の借り換えを行い、商工業資金利子補給補助金を活用すれば、影響はない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業） 霧島市商工業資金利子補給補助金 ☑ 統廃合できる ☐ 連携できる ☐ 統廃合できない ☐ 連携できない 現在本市で実施している霧島市商工業資金利子補給補助金へ統廃合できる。 ただしこの店舗改装・勧業資金利子補給事業は現在新規借入はないものの、現在既存借入者の支払終了期限となるまでの経過措置期間であるため、その後の統合となる。 ☐ 他に手段がない ［理由］
効率性評価	**⑦ 事業費の削減余地** 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ［理由］ ☑ 削減余地がない ［理由］ 返済中の利子金額が決まっているため、本人が繰り上げ返済を行い返済額の変更が生じるなどの変更がなければ削減余地はない。
	⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ［理由］ ☑ 削減余地がない ［理由］ 商工会から年度末の一括申請により利子補給を行っており、事務の簡素化が図られているため、業務時間の負担は少ない。これ以上の削減は難しい。
公平性評価	**⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地** 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 公平・公正である ［理由］ 旧隼人町の商工会会員で既に借入をしているものが対象であり、一部の受益者に偏っているが、経過措置（H24年度までで終了する予定）であり、見直し余地はない。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN） ［担当課長記入欄］

(1) 1次評価者としての評価結果

	適切	見直し余地あり
① 目的妥当性	☑	☐
② 有効性	☐	☑
③ 効率性	☑	☐
④ 公平性	☑	☐

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

合併前の事業のであり、受益者が限られている。経過措置期間が終了したら、すみやかに廃止し、市商工業資金利子補給交付金への一本化を行う。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐ 廃止 ☐ 休止 ☑ 事業のやり方改善（有効性改善） ☑ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
☐ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善（効率性改善）
☑ 事業統廃合・連携 ☐ 事業のやり方改善（公平性改善）

＜改革改善案＞
合併前の事業であり、受益者が限られている。経過措置期間が終了したら、速やかに廃止し、市商工業資金利子補給交付金への一本化を行う。それまでは現状維持とする。

(4) 改革・改善による期待成果

（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	／
低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

特になし。

平成　20　年度　**事務事業評価シート**

No.	610-140	事務事業名	霧島ふるさと祭実行委員会活動支援事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系				
政策名	0 3	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田　孝文
施策名	0 2	商工業の振興	所属G（係）	政策グループ
基本事業名	0 2	買物しやすい環境の確保	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	0 7	0 1	0 1	100090	商工総務費	霧島市補助金交付規則 霧島市補助金等の種類及び補助率に関する要綱

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

霧島ふるさと誕生祭実行委員会に霧島ふるさと誕生祭の運営補助として補助金を交付している。
（市の活動）補助金を支出するための事務（申請書の受理、交付決定、補助金交付）を行い、同実行委員会のメンバーにも参画している。　会場はｼﾋﾞｯｸｾﾝﾀｰお祭広場で入場は無料。
（同実行委員会の活動）実行委員会の開催、霧島ふるさと誕生祭の実施
※同実行委員会は、商店街の活性化と住民の連帯感を得ることを目的に開催される霧島ふるさと誕生祭の運営を行う団体。商工会議所が事務局で霧島市商工会や市内事業者を会員として運営されている。

事業期間

☐ 単年度のみ
☑ 単年度繰返　（H 19 年度～）
☐ 期間限定複数年度　（　年度～　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）
事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
平成20年度の実行委員会において、隔年実施と決定した。
平成21年度の計画はなし。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	来場者数	人
イ		
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
市民、出展業者
＜補助対象団体＞霧島ふるさと祭実行委員会
＜補助対象活動＞霧島ふるさと祭実行委員会の運営及び活動に要する経費

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	霧島市の人口	人
イ	出展者数	店舗
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
霧島市の特産品や地元業者を知ることができる。
自社及び自分の店で製造･販売している特産品や工業製品を市民に販売･PRできる。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	特産品や地元業者を知ることができた人の数（来場者数）	人
イ	特産品や工業製品を市民に販売･PRできた業者の数（出展者数）	店舗
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
商店街･通り会が賑わう。
環境が整い、買物がしやすくなる。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	空き店舗率	%
イ	大規模小売店舗の売り場面積	㎡
ウ		

(2) 総事業費･指標等の推移

区分		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円		3,500	4,325	0			
事業費計（A）		千円	0	3,500	4,325	0			
活動指標	ア	人		70,000	20,000	0			
	イ								
	ウ								
対象指標	ア	人	127,615	127,773	127,811	128,383			
	イ	店舗		151	200	0			
	ウ								
成果指標	ア	人		70,000	20,000	0			
	イ	店舗		151	200	0			
	ウ								
上位成果指標	ア	%	14.7	13.9	18.5	14.6			
	イ	㎡	86,214	107,646	134,219	140,000			
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化･住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
平成17年11月の市町村合併で誕生した霧島市の市民の一体感を高めることを目的に、平成19年に商工会議所･商工会を中心とした実行委員会により開始された。市は平成19年度より同実行委員会の運営及び活動に要する経費の支給を開始した。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
平成20年度の実行委員会で、協賛金の徴収等で地元業者への負担が大きいことから、隔年で実施することが決定した。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし。

事務事業名	霧島ふるさと祭実行委員会活動支援事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部(SEE) ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

区分	評価項目	評価・理由
目的妥当性評価	**①政策体系との整合性** この事務事業の目的は市(町)の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 結びついている [理由] 霧島ふるさと祭実行委員会へ補助金を交付し、ふるさと祭をを開催することは、祭りの会場である中心市街地に沢山の市民が訪れ、商店街・通り会が賑わうので結びついている。
目的妥当性評価	**② 公共関与の妥当性** なぜこの事業を市(町)が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 妥当である [理由] 市は、商工会や商工会議所・商店街と連携し商店街の活性化を図る必要があり、まつりを開催することで、中心市街地や通り会が賑わうので妥当である。
目的妥当性評価	**③ 対象・意図の妥当性** 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 適切である [理由] 対象は、霧島ふるさと祭に訪れる市民と出展業者で妥当である。意図は霧島ふるさと祭を開催することにより沢山の市民が訪れ商店街・通り会が賑わうので妥当である。
有効性評価	**④ 成果の向上余地** 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある [理由] ☐ 向上余地がない [理由] まつりの主催者である商工会議所がまつりの運営に関して、もっと地元の商店街や通り会の参画を呼びかければ、まつりのマンネリ化を抑えられ、参加者や見物客が増える余地がある。
有効性評価	**⑤ 廃止・休止の成果への影響** 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 [理由] ☑ 影響有 [その内容] 廃止すれば、まつりが実施できなくなり、会場である歴史の古い地元商店街や通り会の活性化が図れなくなる。
有効性評価	**⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性** 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある(具体的な手段,事務事業) 各種農業祭 ☐ 統廃合できる ☐ 連携できる ☐ 統廃合できない ☐ 連携できない 目的が異なるので統合できない。 ☐ 他に手段がない [理由]
効率性評価	**⑦ 事業費の削減余地** 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☑ 削減余地がある [理由] ☐ 削減余地がない [理由] 実行委員会に市内の企業等を取り込み、スポンサー制度を採用したり、商店街主からの寄付等の徴収を積極的に行えば事業費の削減は可能である。
効率性評価	**⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地** やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☑ 削減余地がある [理由] ☐ 削減余地がない [理由] 補助金の交付事務は最低限の事務で行っており削減余地はないが、当日の運営は実行委員会のメンバーの動員を増やし、ボランティアスタッフ等を募集すれば職員の動員はいらず削減余地はある。
公平性評価	**⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地** 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある [理由] ☑ 公平・公正である [理由] 霧島ふるさと祭は、霧島市全市民を対象とした催しであるので、同実行委員会へ補助金を交付することは公平・公正であると思われる。また、入場料を徴収することは催しの趣旨からそぐわない。

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN) [担当課長記入欄]

(1) 1次評価者としての評価結果

項目	適切	見直し余地あり
① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括(振り返り、反省点)

実行委員会が発足して1年しかたっていないが、今後はスポンサー制度の導入や、物販の売上げ等で運営費を賄えるようになり、自助で開催することが理想である。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

☐ 廃止 ☐ 休止
☐ 目的再設定
☐ 事業統廃合・連携
☑ 事業のやり方改善(有効性改善)
☑ 事業のやり方改善(効率性改善)
☐ 事業のやり方改善(公平性改善)
☐ 現状維持
(従来通りで特に改革改善をしない)

<改革改善案>
スポンサー制度の導入
ボランティアスタッフの募集

(4) 改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上	○		
維持			／
低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策

市内の企業にスポンサーの要望をする。
市内の企業。学校等にボランティアスタッフの募集をする。

平成 20 年度 **事務事業評価シート**

No.	610-150	事務事業名	タウン･マネージメント事業支援事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課
政策体系	政策名	0 3	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田 孝文
	施策名	0 2	商工業の振興	所属G（係）	商工労政グループ
	基本事業名	0 2	買物しやすい環境の確保	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	0 8	0 5	0 1	117015	中心市街地活性化事業	中心市街地の活性化に関する法律

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

＜市の活動＞中心市街地活性化のためのタウンマネージメント事業について補助を行う。
＜商工会議所の活動＞
・複合商業施設整備事業･･･国分パークプラザの施設運営を行い拠点地区の魅力向上、再開発の研究を行う。
・タウン誌事業･･･中心市街地の情報、TMO活動等の紹介を情報誌に掲載し、配布やホームページを利用し情報発信を行う。
・空き店舗対策事業･･･中心市街地の空き店舗増加の抑制のため、不足業種の誘致及び支援を行い、空き店舗を埋め、商店街の活性化を目指す。

事業期間

☐ 単年度のみ
☑ 単年度繰返 （H 13 年度～）
☐ 期間限定複数年度 （ 年度～ 年度）

1 現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）
事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
前年度と同様

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	中心市街地の賑わいのためのイベント開催	回／年
イ		
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
中心市街地を利用する市民、来街者
霧島商工会議所
団体の事業運営（カード事業・タウン誌情報・空き店舗対策事業等）

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	中心市街地を利用する市民・来街者	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
・イベントの開催等で中心市街地の賑わいを創出する。
・魅力あるまちづくりを行う。
・情報提供、情報発信を行い中心市街を活性化させる。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	イベントに参加した市民・来街者	人／回
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
商店街・通り会が賑わう。
環境が整い買物がしやすくなる。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	空き店舗率	%
イ	大規模小売店舗の売り場面積	m²
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	306,000	5,800	5,231	4,860			
	事業費計 (A)	千円	306,000	5,800	5,231	4,860			
活動指標	ア	回／年	12	6	3	1			
	イ								
	ウ								
対象指標	ア	人	未把握	未把握	未把握	1,369			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	人／回	100	100	100	1,000			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	%	14.7	13.9	18.5	14.6			
	イ	m²	86,214	107,646	134,219	140,000			
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
平成11年3月に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくり機運の醸成と中心市街地活性化事業の円滑な推進のため、TMOが設立された。TMOが活性化のための事業を実施するにあたり、事業に対し補助を行うものである。補助金交付は平成13年度から行っている。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？
大型店舗が閉店するなど、中心市街地の衰退が危惧されていたが、旧国分市役所跡地での霧島国分山形屋の開店、旧国分山形屋跡地の国分パークプラザ建設（2階部分に市民サービスセンター設置）など新しい街の流れが生まれてきている。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし。

事務事業名	タウン･マネージメント事業支援事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価

①政策体系との整合性

この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？

☐ 見直し余地がある ［理由］　☑ 結びついている ［理由］

ソフト事業を実施することによって、中心市街地の賑わいが創出され魅力ある街づくりに繋がる。

② 公共関与の妥当性

なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？

☐ 見直し余地がある ［理由］　☑ 妥当である ［理由］

郊外型大型店舗の建設により、中心街店舗の空洞化がみられ、中心市街地の活性化を目的とする市としても、対策が必要となっているが、市が行えないソフト部分の事業を商工会議所で実施しているという理由で公益上必要である。

③ 対象･意図の妥当性

対象を限定･追加すべきか？意図を限定･拡充すべきか？

☐ 見直し余地がある ［理由］　☑ 適切である ［理由］

多数の市民と商店に関わりのある商工会議所に対する事業であることから、効果は市民に及ぶと思われるため妥当である。

有効性評価

④ 成果の向上余地

成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある ［理由］　☐ 向上余地がない ［理由］

霧島商工会議所が実施している中心市街地活性化のためのタウン･マネージメント事業について補助を行うものであり、事業内容を充実させることにより、さらに成果の向上は図られる。

⑤ 廃止･休止の成果への影響

事務事業を廃止･休止した場合の影響の有無とその内容は？

☐ 影響無 ［理由］　☑ 影響有 ［その内容］

タウンマネージメント事業は、市の補助金と霧島商工会議所の資金で実施しており、廃止又は休止すると中心市街地の活性化対策が停滞してしまう恐れがある。

⑥ 類似事業との統廃合･連携の可能性

目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☐ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業）

☐ 統廃合できる　☐ 連携できる　☐ 統廃合できない　☐ 連携できない

類似事業が無い。

☑ 他に手段がない ［理由］

効率性評価

⑦ 事業費の削減余地

成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）

☑ 削減余地がある ［理由］　☐ 削減余地がない ［理由］

国分パークプラザの建設が完了し、事業は次の展開へ進んでいる。今後軌道に乗れば、ソフト事業においても自主事業として実施することができれば、事業費の削減が図られる。

⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

☐ 削減余地がある ［理由］　☑ 削減余地がない ［理由］

運営補助事業であるため、あまり人件費（業務時間）は掛けていない。

公平性評価

⑨ 受益機会･費用負担の適正化余地

事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平･公正になっているか？

☐ 見直し余地がある ［理由］　☑ 公平･公正である ［理由］

イベントの開催や情報提供、情報発信を行い中心市街を活性化させるものである。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN）　【担当課長記入欄】

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

中心市街地活性化基本計画にあるTMO構想に基づくソフト事業を展開してきており、活性化を図ってきている。継続的に進めることが大切であり、TMO事業としても軌道に乗ってきたと思われる。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）･･･複数選択可

☐ 廃止　☐ 休止　☑ 事業のやり方改善（有効性改善）　☐ 現状維持

☐ 目的再設定　☑ 事業のやり方改善（効率性改善）　（従来通りで特に改革改善をしない）

☐ 事業統廃合･連携　☐ 事業のやり方改善（公平性改善）

<改革改善案>

事業全体として、軌道に乗ってきているので、自主事業として運営できるようにする。

(4) 改革･改善による期待成果

（廃止･休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			
	低下			

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

中心市街地の活性化を図るためには、TMOによるソフト事業も必要不可欠である。平成19年7月に、会議所ビルである「国分パークプラザ」も建設され、新たな事業展開もされているので、今後軌道に乗れば、ソフト事業についても自主事業として実施できないかという検討も必要である。

平成　20　年度　　**事務事業評価シート**

No.	610-160	事務事業名	市中心市街地活性化基本計画策定調査検討事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課
政策体系	政策名	03	活力ある産業のまちづくり	課長名	細山田　孝文
	施策名	02	商工業の振興	所属G（係）	商工労政グループ
	基本事業名	02	買物しやすい環境の確保	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款	項	目	事業	事業名	法令根拠
	一般	08	05	01	117015	中心市街地活性化事業	中心市街地の活性化に関する法律

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

旧国分市で策定した「国分市中心市街地活性化基本計画」において、旧国分市役所周辺を中心市街地活性化区域として定め、きりしま国分山形屋や国分パークプラザの施設整備が計画的に整備されてきている。

霧島市における中心市街地の議論を行うために基礎的な資料収集と市役所内部の会議を行った。また、拠点地区整備として、鹿児島銀行や旧だいわ跡地の区域を地権者とともにまちづくりの方向性を検討し、施設計画と連鎖的都市開発プログラムやまちづくりガイドラインの策定を行ってきている。関係者と連携をしながら、中心市街地における施設整備と買物客の回遊性の向上を図るための施策展開を行ってきている。（この基本計画策定事業は、平成22年度に行う予定である。）

事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☑ 単年度繰返　↳（H 16 年度～）
- ☐ 期間限定複数年度　↳（　　年度～　　年度）

1 現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）

霧島商工会議所が主催した地権者勉強会への参加
中心市街地活性化作業部会の開催（市内部）
経済産業省が支援する中心市街地活性化関係者間合意形成事業の取組

21年度計画（21年度に計画している主な活動）

会議所を主導とするまちづくり勉強会への協力
（仮称）霧島市中心市街地活性化基本計画策定に向けての作業部会

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	地権者の合意形成のための勉強会	回
イ		
ウ		

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

拠点地区Dブロック地権者（鹿児島銀行、旧だいわ跡地を含むエリア）
商店主、市民、来街者

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	勉強会に参加すべき地権者等数	人
イ	国分商圏への買い物客数	人
ウ	中心市街地内歩行者数	人

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

まちづくり勉強会で施設計画を地権者とともに検討していくことで、地権者の意識醸成と隣接する地域におけるまちづくりの連鎖的推進を図る。
また市民が買い物や街に来やすい環境を整備する。

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	勉強会に参加した地権者等数（延べ人数）	人
イ	拠点地区内歩行者通行量	人
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）

商店街・通り会が賑わう。
環境が整い買物がしやすくなる。

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	空き店舗率	%
イ	大規模小売店の売り場面積	㎡
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分			単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量	事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	5,581	2,940					
		都道府県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	2,084		0	204			
	事業費計（A）		千円	7,665	2,940	0	204			
活動指標	ア		回	5	2	2	2			
	イ									
	ウ									
対象指標	ア		人	7	7	7	7			
	イ		人	73,690	76,000	未把握	78,280			
	ウ		人	536	507	642	642			
成果指標	ア		人	21	25	10	30			
	イ		人	674	629	855	855			
	ウ									
上位成果指標	ア		%	14.7	13.9	18.5	14.6			
	イ		㎡	86,214	107,646	134,219	140,000			
	ウ									

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

車社会の発達や消費生活の変化により、大規模店舗の郊外立地が進展し、中心市街地が空洞化し、衰退してきたので、もう一度賑わいを取り戻すため、平成11年に「国分市中心市街地活性化基本計画」を策定した。平成16年に「中心市街地拠点地区整備基本方針」を策定した。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

「国分市中心市街地活性化基本計画」での事業は概ね完了したが、拠点地区内については整備が完了していないため、今後霧島市の「中心市街地活性化基本計画」を策定する必要がある。また拠点地区整備のためには、地権者の合意形成が絶対的条件であり、まちづくり勉強会を引き続き実施しなければならない。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

市民等から中心市街地活性化のためには、拠点地区の整備が最重要課題であると指摘されており、これにより拠点地区内の回遊性が確保され、中心市街地全体への波及効果により、活性化が図られ、霧島市の中心市街地活性化基本計画を早急に策定し、引き続き、事業実施しなければならない。

事務事業名	市中心市街地活性化基本計画策定調査検討事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価

①政策体系との整合性

この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？

☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 結びついている［理由］

中心市街地活性化基本計画や拠点地区整備基本方針に基づき、事業を進めることにより、中心市街地の活性化が図られ、回遊性の確保による買い物のしやすさが、実現できる。よって施策体系と合致している。

② 公共関与の妥当性

なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？

☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 妥当である［理由］

中心市街地活性化基本計画策定は、市町村が策定しなければならないものであり、その中に記載される事業は、会議所や商工会、地権者等を中心とした組織と連携をしながら意見を反映させていくものである。
よって公共関与は必要不可欠なものであり、妥当とみなします。

③ 対象・意図の妥当性

対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？

☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 適切である［理由］

拠点地区整備基本方針や地権者の合意事業などが網羅された基本計画に基づく事業の実施等となるため、その対象や意図は、記載されているものでよいと考える。

有効性評価

④ 成果の向上余地

成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある［理由］　☐ 向上余地がない［理由］

中心市街地活性化基本計画に記載されるエリアや事業の選別を行うことは、地権者の合意形成や市民の方々の意見は重要である。特にまちづくり勉強会により、街の課題や活性化に向けたまちづくりに対する醸成が高くなるほど、その記載される内容は精度の高いものになると考える。

⑤ 廃止・休止の成果への影響

事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

☐ 影響無［理由］　☑ 影響有［その内容］

郊外への大型店舗が進出している中で、中心市街地活性化を行うための基本計画を策定しないことになれば、その衰退に歯止めがかからなくなり、街自体への影響は大きいものである。

⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性

目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☐ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業）
☐ 統廃合できる　☐ 連携できる　☐ 統廃合できない　☐ 連携できない

中心市街地活性化基本計画は、他に類のない事業である。

☑ 他に手段がない［理由］

効率性評価

⑦ 事業費の削減余地

成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）

☑ 削減余地がある［理由］　☐ 削減余地がない［理由］

中心市街地活性化基本計画の策定に係るコンサルへの委託の内容を精査し、内容によっては、市を含め、市民の方々との協働による計画書の策定業務が行われことにより、事業費の削減が可能な状態になると思われる。

⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

☑ 削減余地がある［理由］　☐ 削減余地がない［理由］

まちづくり勉強会による検討は、商工会議所や地権者主導で進め、行政とそれぞれの役割分担を明確にし、人件費の削減に努めることは、可能である。
平成20年度より、地権者勉強会は、商工会議所主導で地権者とともに行うこととしている。

公平性評価

⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地

事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

☐ 見直し余地がある［理由］　☑ 公平・公正である［理由］

中心市街地活性化基本計画の中で、まちの利便性や回遊性の確保等を含め、整備等も行われるものとなるため、人が集いやすくなり、活気が出てくる成果が得られる。これにより、まちに来られる市民の方々の満足度もあがるため、中心市街地活性化のための計画書策定は、公平・公正といってもよい。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN）　［担当課長記入欄］

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

霧島市としての中心市街地の位置付けを行い、エリア内における事業を今後検討していく。事業における、それぞれの役割や行うべき内容を精査しながら、まちづくりに対する意識醸成を地権者等とともに高め、霧島市における中心市街地活性化基本計画を策定する中で、関係者との連携を図り、効率的に作業を行っていくことが、重要である。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐ 廃止　☐ 休止　☑ 事業のやり方改善（有効性改善）　☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）
☐ 目的再設定　☑ 事業のやり方改善（効率性改善）
☐ 事業統廃合・連携　☐ 事業のやり方改善（公平性改善）

＜改革改善案＞

霧島市における中心市街地エリアの位置付けを行い、霧島市中心市街地活性化基本計画を策定するうえで、関係者との連携を図り、拠点地区整備に関係のある地権者や商工会議所によるまちづくり勉強会を進め、まちづくりの方向性に向けた合意形成を早期に得たい。
行政とそれぞれの役割分担を明確にし、それぞれの整備手法による事業記載を計画書へ反映させていく。

(4) 改革・改善による期待成果

（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	コスト 維持	コスト 増加
成果	向上	○		
成果	維持			／
成果	低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

計画書策定においては、十分な地権者等の合意形成が図られることが必要不可欠であり、まちづくりに対する意識醸成を高めることも必要となってくる。よって勉強会を重ねていくことで、充分な議論が行われるものと考える。
また、まちづくりを誘導する地域リーダーの育成がなされることにより、まちづくりの推進に一層の拍車がかかるものと期待している。

平成　20　年度　**事務事業評価シート**

No.	610-180	事務事業名	市働く婦人の家講座開催事業	所属部	商工観光部
				所属課	商工観光政策課

政策体系					
政策名	0	4	育み磨きあうまちづくり	課長名	細山田　孝文
施策名	0	5	学習機会の充実	所属G（係）	商工労政グループ
基本事業名	0	2	学習活動の推進	電話番号	45-5111

予算科目	会計	款		項		目		事業	事業名	法令根拠
	一般	0	5	0	1	0	2	73015	講座経費	霧島市働く婦人の家設置及び管理に関する条例施行規則

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

豊かな生活と女性の地位向上のために家庭や職場に必要な知識・技術を取得できるよう、スポーツ、レクリエーション、グループ活動等を通じて女性の福祉の増進を図ることを目的とした各種講座を開催している。
<定期講座>前期：5月～9月（8講座）　後期：10月～2月（8講座）　受講料：1講座につき1,000円
・ヨーガ講座、生花講座、気功太極拳講座、フレッシュ体操講座、ﾌﾗﾜｰｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ講座、ジャズ体操講座、着物着付け講座、カラーコーディネート講座、パン作り講座等
<親子講座>夏期：2講座　冬期：1講座　受講料：無料（材料費有）　・カントリー雑貨、押し花はがき講座等

事業期間

- ☐ 単年度のみ
- ☑ 単年度繰返　（S　62　年度～）
- ☐ 期間限定複数年度　（　　年度～　　年度）

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

20年度実績（20年度に行った主な活動）

事務事業の概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）

前年度と同様

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	講座数	講座
イ	事業（講座）参加者（実人数）	人
ウ	事業（講座）参加者（延べ人数）	人

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

市内に居住または勤務する18歳以上の女性

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
ア	18歳以上の女性（市内居住）	人
イ		
ウ		

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

昼間、夜間に、親子講座等を含む多様な講座を受けることができる

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	講座への参加率	%
イ		
ウ		

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）

自身のテーマに沿った学習機会が得られる

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）

	名称	単位
ア	学習活動を行わない理由として自身のテーマに沿った学習機会がないことをあげている市民の割合	%
イ	学習活動を行わない理由として時期や時間が合わないことをあげている市民の割合	%
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

区分		単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）			
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円	500	400	428	408			
	一般財源	千円	393	489	449	540			
	事業費計　(A)	千円	893	889	877	948			
活動指標	ア	講座	19	19	19	25			
	イ	人	527	490	501	650			
	ウ	人	2,977	2,844	3,116	3,800			
対象指標	ア	人	53,192	54,473	54,495	54,500			
	イ								
	ウ								
成果指標	ア	%	未把握	73.88	75	75			
	イ								
	ウ								
上位成果指標	ア	%	12.7	10.1	14.8	11			
	イ	%	17.9	17.5	24.6	15			
	ウ								

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和62年度開館当初より、豊かな生活と女性の地位向上のために家庭や職場に必要な知識・技術を取得し、また、スポーツ、レクリエーション、グループ活動等を通じて、女性の福祉の増進を図ることを目的とした各種講座を行っている。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

開館当初からすると社会事情が変化しており、市民の学習機会平等の観点から女性を対象とした講座だけではなく、男性も対象とすることを検討する必要が出てきている。指定管理者制度の導入が検討されている。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

事務事業名	市働く婦人の家講座開催事業	所属部	商工観光部	所属課	商工観光政策課

2 評価の部（SEE） ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 結びついている ［理由］ 市内に居住または勤務する18歳以上の女性が、昼間・夜間に、親子講座を含む多様な講座を受けられることにより自身のテーマに沿った学習機会が得られることに繋がり結びついている。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 妥当である ［理由］ 市は、市民のニーズにあった学習の場や機会の提供を行う必要があり、市内在住の18歳以上の女性を対象とした低価格の各種講座を実施することにより、女性が気軽に受講しスキルアップが図れるので妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ［理由］ ☑ 適切である ［理由］ 対象は現在のところ館の目的と合致しているため妥当、意図も昼夜に多様な講座を開催することは、自身のテーマに沿った学習機会が得ることが容易になるため妥当である。
有効性評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 向上余地がある ［理由］ ☐ 向上余地がない ［理由］ 現在は館の設置条例により対象が女性に限定されているが、学習機会の平等の観点から、男性も受講できるようにすることにより成果の向上余地がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ［理由］ ☑ 影響有 ［その内容］ 女性の学習の機会が減る。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☑ 他に手段がある（具体的な手段，事務事業） 市の公民館講座等 ☐ 統廃合できる ☐ 連携できる ☑ 統廃合できない ☐ 連携できない 女性のための事業であるので、現段階では公民館講座等とは統合できない。将来的には市民の学習機会の平等の観点から男性も対象に入れた講座を実施したほうがよいと思われる。 ☐ 他に手段がない ［理由］
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☑ 削減余地がある ［理由］ ☑ 削減余地がない ［理由］ 講師謝金は削減の余地はないが、運営費については指定管理者制度を導入することにより効率的な事業運営ができれば、削減の余地がある。
	⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☑ 削減余地がある ［理由］ ☐ 削減余地がない ［理由］ 現在、講座の募集・運営に関しては最低限の嘱託職員3名で対応しているが、将来的に指定管理者制度を導入し、さらに削減を図る予定である。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある ［理由］ ☐ 公平・公正である ［理由］ 講座の受講申し込みに際しては、HPや広報を使って呼びかけており、全ての女性に門戸を開いているので公平・公正であるが、門戸が開かれていない男性にとっては不公平である。

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（PLAN） ［担当課長記入欄］

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

指定管理者制度導入によるコスト削減を図る必要がある。
男性にも門戸を開き、学習の機会を男女に平等にする必要がある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

☐ 廃止 ☐ 休止
☐ 目的再設定
☐ 事業統廃合・連携
☑ 事業のやり方改善（有効性改善）
☑ 事業のやり方改善（効率性改善）
☑ 事業のやり方改善（公平性改善）
☐ 現状維持
（従来通りで特に改革改善をしない）

＜改革改善案＞
指定管理者制度の導入によりさらなる予算の削減を図る。
館の対象を男性にも広げるべきである。

(4) 改革・改善による期待成果
（廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト 削減	維持	増加
成果	向上	○		
	維持			／
	低下		／	／

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策

指定管理者制度を導入するための事務手続が必要。
対象の検討を行い、男性も対象となるよう、設置目的の変更をするために条例改正等の手続きが必要。